

5-3. 車両に直接割付けできる各費用 (車両費)

車両費とは

- 車両費はトラック車両に直接割付けできる費用であり、トラック車両を調達した費用を法定耐用年数により費用計上（減価償却）します。
- トラック車両は新車・中古車の区分、現金調達、リース調達などの区分があるので、それを踏まえて計算します。

原価計算のポイント

○減価償却の方法

- 車両の減価償却の方法は定額法と定率法がありますが、適正運賃收受のための原価計算では定額法により算出します。

<基本式>

減価償却の計算式（1ヶ月の車両費）

= (車両の調達価格 - 残存価格) ÷ 償却月数（年数）

- 新車でトラック車両を購入した場合には償却月数（年数）は法定耐用年数を利用します。
- 中古でトラック車両を購入した場合で、特に既に法定耐用年数を超過している際は、車両取得時からの使用予定年数を設定して減価償却します。

○車両をリースにより調達している場合の処理方法

- リースにより調達している場合には最初の契約内容にどのような事項があるかチェックします。
- 一般修理費、タイヤチューブ費、オイル交換費等まで含んでいる場合もあれば、消耗品類は一切含んでいないケースもあります。
- 修理費や消耗品費は除外するためリース総額から差し引いて車両費を算出します。